

# 令和4年改正児童福祉法に基づく 検討状況等について

こども家庭庁 支援局 障害児支援課  
令和5年9月7日

# 令和4年改正児童福祉法に基づく 検討状況について

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
  - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
  - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
  - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
  - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
  - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
  - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
  - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】
 

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】
 

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】
 

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。  
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。  
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】
 

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

# 児童発達支援センターの役割・機能の強化（改正の概要1. ③関係）

## <制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

## <改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。  
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

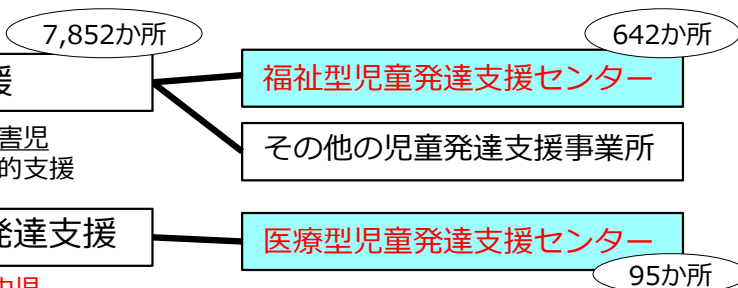
<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。

⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

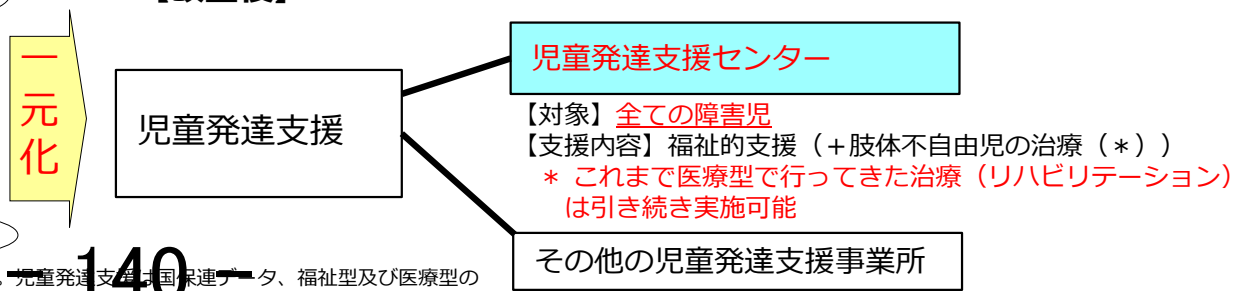
## 【現行】



【対象】全ての障害児  
【支援内容】福祉的支援

【対象】肢体不自由児  
【支援内容】福祉的支援 + 治療（リハビリテーション）

## 【改正後】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援センター（国保連）等、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

## <制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。



## <改正の内容>

- ① **障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化**する。

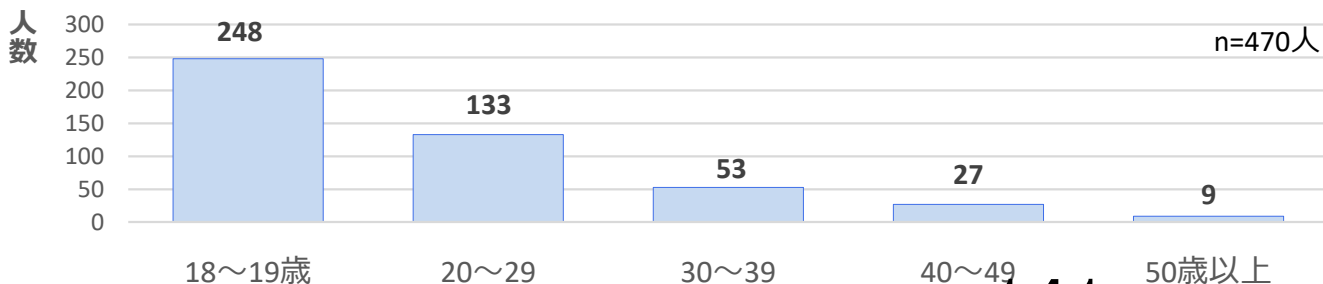
<都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、**22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。**

（注）現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

- ※ 1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く
- ※ 2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

# 22歳満了時まで入所を継続する者の要件について

## 1. 関係条文

※下線部が改正児童福祉法で新設された内容

第二十四条の二十四 (略)

② 都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所給付費等の支給を受けている者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十歳に達した後においても、当該者からの申請により、当該者が満二十三歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き障害児入所給付費等を支給することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

③・④ (略)

第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させる措置を採ることができる。

② 都道府県は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所又は入院させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者をこれらの施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

③・④ (略)

## 2. 「内閣府令で定める者」の内容 (イメージ)

- 自傷行為等の行動上著しい困難を有する者
- 入所等の開始から満20歳に達するまでの期間が障害福祉サービスその他サービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行に十分な期間と認められない者その他満20歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受ける必要がある者

◎障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議報告書 (令和3年8月12日) <抜粋>

6. みなし期限のあり方等について  
(略)

今後は、①一定年齢以上 (例えば 15 歳以上) の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が 18 歳近くになって強く顕在化し、18 歳前後での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、こうした特別な事情により移行困難な場合は、今後示すガイドラインに基づいて都道府県等の協議の場での判断を経て、22 歳満了時 (入所時期として最も遅い 18 歳直前から起算して 5 年間経過時) まで移行せずに障害児入所施設への入所が継続できるよう、制度的な対応を図ることが必要である。

# 障害児通所支援に関する検討会報告書【概要詳細版①】

～すべてのこどもがともに育つ地域づくりに向けて～

【令和5年3月】

障害児通所支援の各サービスが創設されてから約10年。改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の在り方について検討するため、「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、令和3年10月に報告書を取りまとめた。

報告書を踏まえた、社会保障審議会障害者部会の「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理」（令和3年12月16日）を受け、児童福祉法改正が行われた。同改正法の施行等に向けて、より具体的な方策を検討するため、本検討会を開催。令和4年8月より計11回開催し、10団体からのヒアリングも行い、令和5年3月に報告書を取りまとめた。

【構成員】	○有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授	木村 真人	(一社)全国重症心身障害日中活動支援協議会 事務局長
	稲田 尚子	帝京大学文学部 准教授	小船 伊純	白岡市健康福祉部保育課 課長
	井上 雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科 教授	◎田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
	内山 登紀夫	(一社)日本発達障害ネットワーク 副理事長	中川 亮	(一社)全国介護事業者連盟 理事・障害福祉事業部会会長
	小川 陽	(特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長	福原 範彦	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
	小野 善郎	和歌山県精神保健福祉センター 所長	又村 あおい	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
	加藤 正仁	(一社)全国児童発達支援協議会 会長	松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	北川 聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長	米山 明	(福)全国心身障害児福祉財団 理事
				◎座長、○座長代理 (五十音順・敬称略)

## 障害児通所支援の基本的な考え方

### こどもの権利を社会全体で守る

### こどもと家族のウェルビーイングの向上

### インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

#### 障害のあるこども本人の最善の利益の保障

- 全てのこどもが持つ権利である「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という基本的な柱を踏まえながら、こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進めることが必要。

#### こどもと家族のウェルビーイングの向上

- こども施策全体の連続性の中で、各地域の中で機能を発揮してその役割と責任を果たし、こどもの権利や尊厳が尊重され、こどもの意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、一人一人の多様性が尊重される中で、その子らしさが発揮されるようサポートしていくことが重要。
- こどもや保護者自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう、取り組んでいくことが必要。

#### インクルージョンの推進

- 障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。子育て支援施策全体の連続性の中で、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援にあたっていくことが求められる。

## 1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

### 児童発達支援センターの4つの中核機能

#### ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害児（例えば重度の障害や重複する障害、行動障害を有する児等）にも対応できることが必要。

#### ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

センターがスーパーバイズ等により、個別ケースへの支援も含め、地域の事業所全体への支援を行う取組を進めることが必要。

#### ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ等により、一般施策への後方支援の取組を強化し、併行通園や保育所等への移行を推進。

#### ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

こどもの発達に不安を感じている等、「気付き」の段階にある子どもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応することが必要。

4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、**中核拠点型**として整備を推進していく方向で検討。

### 地域の体制整備

- 直ちに4つの中核機能を十分に備えることができないセンターにおいては、その機能を十分に備えることができるよう、段階的に取組を進めていくことが必要。地域において中核拠点型センターが未整備の場合は、**関係機関が連携して中核機能を満たす体制を整備**することが必要。
- こどもとその家族を支援していく上では、障害福祉の関係機関はもちろんのこと、**子育て支援施策の連続性の中で、母子保健、子ども・子育て支援、教育、医療機関等と緊密に連携・協働**していくことが重要であり、**地域の状況に応じたネットワークを構築**し、**早期の段階から切れ目なく、こどもとその家族を中心にニーズに対して漏れなく支援する体制整備を進めていく**ことが必要。

### 福祉型・医療型の一元化後の方向性

- 一元化後は、**保育士・児童指導員を手厚く配置**する等の方向で検討。また、福祉型の3類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、**障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価**を行う方向で検討。一元化の施行にあたっては、一定期間の経過措置を設けることが必要。
- 市町村が、難聴児や重症心身障害児、肢体不自由児等を含めて、**地域のセンターが得意とする分野を把握**して、地域の体制整備に活かす仕組みを検討。



## 2 - ① . 児童発達支援

- 児童発達支援については、ガイドラインに定める4つの役割（本人支援・移行支援・家族支援・地域支援（地域連携））と、本人への5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）を全て含めて、包括的かつ丁寧に発達段階を見ていくことが重要。乳幼児期という、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、全ての児童発達支援において、総合的な支援が提供されることを基本とすべき。
- 総合的な支援を行い、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う支援が考えられる。その際には、アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し、障害児支援利用計画等に位置づける等、計画的に実施されることが必要。（\*）
- ピアノや絵画等のみを提供する支援は、公費により負担する支援として相応しくないと考えられる。総合的な支援を提供することを前提としていることから、これらの支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個別支援計画等において、ガイドラインに示される5領域とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要。（\*）
- 利用の仕方等により、支援時間に差異があることから、支援に対する人員の配置の状況や支援内容等にも留意しつつ、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行うことが必要。（\*）
- 保護者の就労等による預かりニーズについては、一義的には保育所等が対応すべきとも考えられるが、家族全体を支援する観点から、こどもと家族のアセスメントを踏まえて、必要性を丁寧に判断し、児童発達支援においても対応することが重要。（\*）

（\*）…放課後等デイサービス共通

## 2 - ② 放課後等デイサービス

- 放課後等デイサービスについては、ガイドラインに基本的役割（①子どもの最善の利益の保障、②共生社会の実現に向けた後方支援、③保護者支援）を定めた上で、4つの基本活動（①自立支援と日常生活の充実のための活動、②創作活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供）を組み合わせた支援を行うことを基本としているが、児童発達支援の5領域と同様の視点による総合的な支援を行うことが重要であり、これを示したガイドラインに改訂することが必要。
- 学童期・思春期の幅広い年齢層や発達の状態、障害の多様性等についても対応できるよう、よりきめ細かな内容のガイドラインに改訂が必要。
- 学童期・思春期においては、自分で何をするかアイデアを出しながら、自分の生活をマネジメントできるようにしていくことも重要。また、思春期は、メンタルヘルスの課題など様々な課題が増えてきやすい年代であり、就労や進学に向けた準備もある。それぞれの年代に必要な内容をガイドライン等で示し、年代に応じた支援を推進することが必要。
- 学校や家庭とは異なる場であり、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての機能も重視すべき。また、学校に通学できない（不登校の）障害児について、関係機関と連携して支援していくことが必要。
- 学校との役割分担や連携が重要であることから、個別支援計画と個別の教育支援計画等を連携させる等、個々に合わせた一貫した支援を提供していくことが必要。

## 3. インクルージョンの推進

- 専門的な知識・経験に基づき、障害児支援による保育所等の一般施策側への後方支援の取組を強化し、保育所等訪問支援等を活用しながら、個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことで、保育所等の障害児への支援力向上を図る等、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要。
- 保育所等訪問支援が、より効果的に活用されるよう、人員配置や報酬上の評価、運用について必要な見直しを行う方向で検討すべき。（チームでアセスメントや一定の支援を行う場合や、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価の検討）
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービスについては、併行通園や移行に向けた具体的な支援のプロセス等を整理したガイドラインを作成し、取組の推進を図ることが必要。また、移行支援のプロセスについて、報酬上適切に評価していく方向で検討を進めることが必要。

## 4. 障害児通所支援の給付決定等

- 給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、こどもの発達状況等も把握できる調査指標に見直すことが必要。
- セルフプラン率が高い現状も踏まえ、障害児相談支援による利用計画の策定及びモニタリングが行われるよう取組を進めることが必要。また、現状、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、適切にコーディネートが行われる方策を検討していくことが必要。

## 5. 障害児通所支援の質の向上

- 市町村においては、（自立支援）協議会の下に子ども部会を設置し、児童発達支援センターも参画して、地域の課題を把握・分析しながら、地域の支援の質の向上に取り組むことが重要。
- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図ることが必要。また、児童発達支援センターが中心となり、地域の事業所の自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともにそれぞれの強み・弱みを分析して、地域の事業所がお互いの効果的な取組を学び合う取組を推進することが必要。自己評価・保護者評価について集約・分析し、その結果を公表する等、効果的な活用方策について検討を進めることが必要。
- 障害児支援にあたる人材の育成が急務。障害児支援と子育て支援両方の観点からの専門性を身につけるために、こどもの権利、発達支援、家族支援、地域支援等の内容について、基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築等を進めることが必要。
- 地域の中核的役割を担う機関として、児童発達支援センター自身が、積極的に専門機関等から助言を受ける等で専門性の向上を図ることや、積極的に外部からの評価を受けて質の向上を図っていくことも重要。

# 障害児入所施設の現状

R4年4月1日時点

## 障害児入所施設 指定事業所数、児童数

	指定事業所数	入所児童数(現員)		
		児童	18歳以上	合計
福祉型	247	5,494	398	5,892
医療型	266(88)	2,940 (729)	17,959 (6,656)	20,899 (7,385)

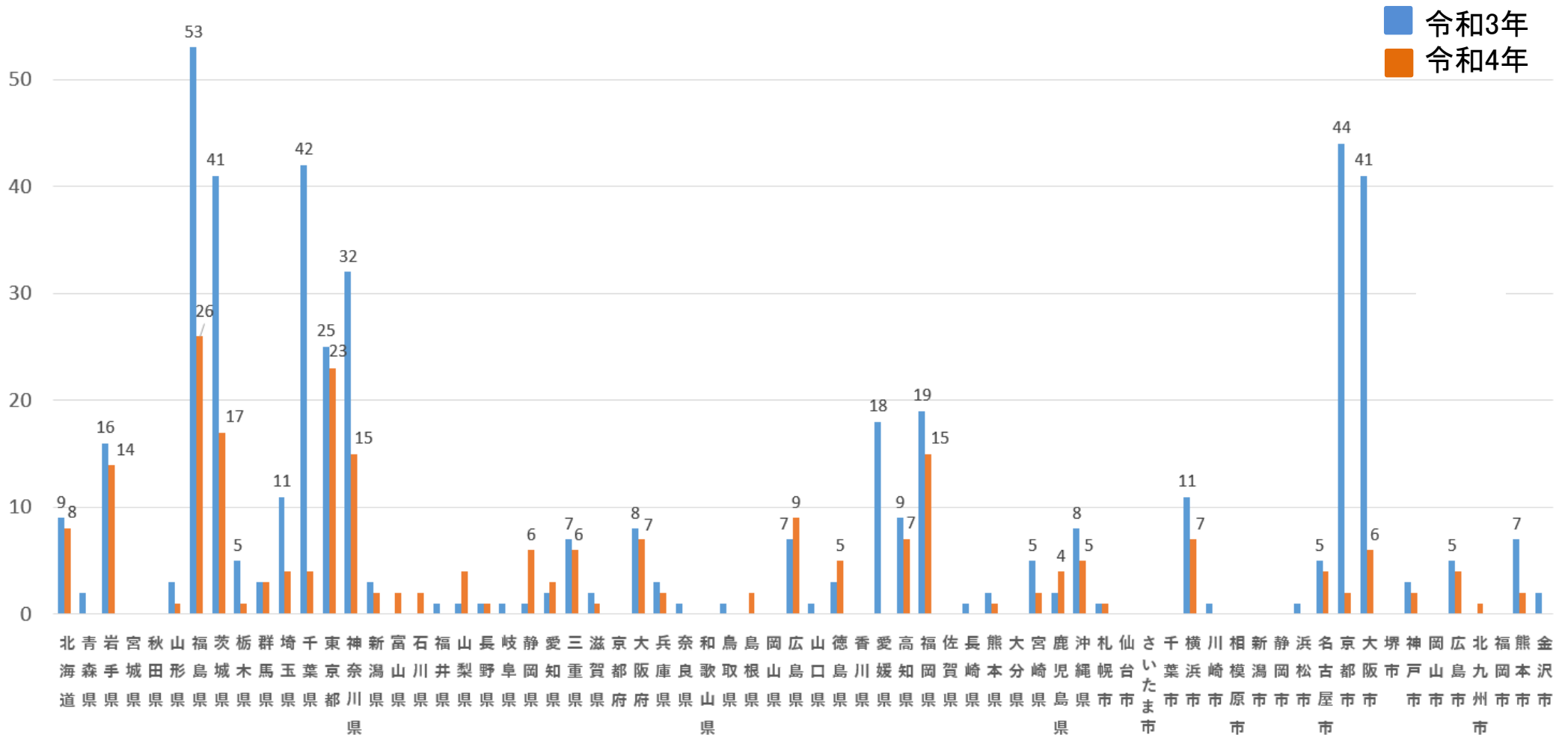
	福祉型					合計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	
指定事業所数	226	2	5	6	8	247
定員	7,259	72	100	141	237	7,809
現員	5,525	47	52	91	177	5,892
児童数	5,168	47	52	90	137	5,494
18歳未満						
措置	3,559	16	48	73	111	3,807
契約	1,609	31	4	17	26	1,687
18歳以上	357	0	0	1	40	398
措置延長	128	0	0	0	4	132
契約延長	67	0	0	1	2	70
みなし	162	0	0	0	34	196

	医療型			合計
	自閉	肢体	重症心身	
指定事業所数	2	55 (14)	209 (74)	266
定員	102	2,801 (664)	21,791 (8,127)	24,694
現員	26	861 (54)	20,012 (7,331)	20,899
児童数	26	830 (51)	2,084 (678)	2,940
18歳未満				
措置	9	261 (4)	691 (167)	961
契約	17	569 (47)	1,393 (511)	1,979
18歳以上	0	31 (3)	17,928 (6,653)	17,959
措置延長	0	7	60 (26)	67
契約延長	0	24 (3)	16 (8)	40
療養介護			17,852 (6,619)	17,852

- ※ みなしは、経過的施設入所支援、経過的な生活介護サービスを利用
- ※ 福祉型 措置延長の内1名は、障害福祉サービスに係わるやむを得ない事由による措置
- ※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数
- ※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている

# 18歳以上で引き続き福祉型障害児入所施設を継続利用する予定の者の令和3年3月31日時点と令和4年4月1日時点における状況の比較

令和3年調査 全国470名  
令和4年調査 全国231名



# 都道府県・政令市の協議の場の運営のイメージ

## 【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。  
(※既存の自立支援協議会の活用も想定)

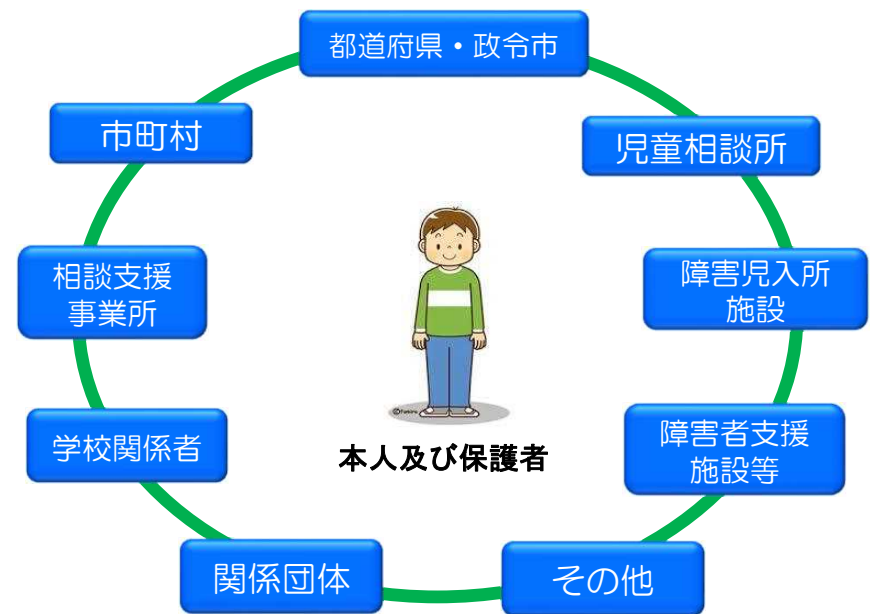
## 協議の場における検討内容

- ①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理  
管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。
- ②広域調整  
関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。
- ③個別ケース会議  
移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下参照)
- ④地域資源開発  
個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

## 個別ケース会議の検討内容

- 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のようなものが考えられる。
  - ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
  - ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
  - ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
  - ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断

## 関係者イメージ



※個別ケース会議の際には、個々のケースに応じて必要な関係者を参集する。

# 強度行動障害を有する者の 地域支援体制について

# 「強度行動障害」に関する対象者の概要

## 「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

## 「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表）を用いて判定し、一定の点数以上となる人（24点中10点）に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援が提供できるようにするため、「行動援護」は平成20年、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところ。

また平成30年度報酬改定において、生活介護についても「重度障害者支援加算」の対象とし、障害児通所支援については「強度行動障害児支援加算」を創設した。

さらに令和3年度報酬改定において、グループホームで新たに区分4以上も「重度障害者支援加算」の対象とし、障害者支援施設で実施する生活介護の外部通所者にも「重度障害者支援加算」を算定可能とする等の拡充を実施した。その結果支援対象者が拡大している。

## 行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

（国民健康保険団体連合会データ）

のべ78,579人（令和4年10月時点）



重度訪問介護※1  
1,037人



行動援護  
13,082人



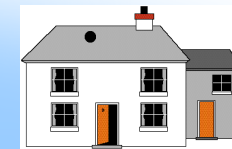
短期入所（重度障害者支援加算）※2  
施設入所支援（重度障害者支援加算Ⅱ）  
障害児入所施設

5,486人  
22,895人

（重度障害児支援加算）※3 福祉型130人：医療型0人  
（強度行動障害児特別支援加算） 福祉型 12人：医療型1人

共同生活援助

（重度障害者支援加算Ⅰ※2） 5,533人（介護型4,927+日中S型606）  
（重度障害者支援加算Ⅱ） 4,072人（介護型3,668+日中S型404）



放課後等デイサービス（強度行動障害児支援加算） 3,937人  
児童発達支援（強度行動障害児支援加算） 440人



生活介護（重度障害者支援加算）  
21,954人

- 151 -

（※1）利用者の内、知的障害者の数（平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている）。

（※2）短期入所の重度障害者支援加算及び共同生活援助の重度障害者支援加算Ⅰには、区分6かつ、Ⅰ類型（人工呼吸器）、Ⅱ類型（最重度知的障害）、Ⅲ類型（行動障害）が含まれるが、その内訳は不明。

（※3）障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定している人数。

# 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会

## 1. 趣旨

- 自閉症や知的障害の方で強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要である。現状では、障害福祉サービス事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もある。
- このような状況や社会保障審議会障害者部会報告書（令和4年6月）における指摘を踏まえ、強度行動障害を有する者の地域における支援体制の在り方、支援人材の育成・配置について検討するため、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」を開催することとする。

## 2. 検討事項

- 強度行動障害を有する者の地域における支援体制の在り方
- 強度行動障害を有する者の支援人材の育成・配置
- 適切な支援を行うための評価基準の在り方

## 3. 開催状況

第1回	10月4日	今後の検討の進め方
第2回	10月25日	実践報告
第3回	11月29日	人材の育成・配置
第4回	12月27日	地域支援体制の在り方
第5回	1月30日	集中的支援等
第6回	2月28日	評価基準の在り方
第7回	3月13日	報告書（案）について
第8回	3月23日	報告書（案）について

令和5年3月に報告書をとりとまとめ

## 4. 構成員

- 會田 千重 (独)国立病院機構肥前精神医療センター 療育指導課長
  - ◎市川 宏伸 (一社)日本発達障害ネットワーク 理事長
  - 井上 雅彦 (一社)日本自閉症協会 理事
  - 田中 正博 (一社)全国手をつなぐ育成会連合 専務理事
  - 橋詰 正 (特非)日本相談支援専門員協会 理事・事務局 次長
  - 樋口 幸雄 (公財)日本知的障害者福祉協会 副会長
  - 日詰 正文 (独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部 部長
  - 福島 龍三郎 (特非)全国地域生活支援ネットワーク 理事
  - 松上 利男 (一社)全日本自閉症支援者協会 会長
  - 渡邊 亘 札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 自立支援担当課長
- ◎座長、○座長代理 (五十音順・敬称略)



# 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

## 1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。  
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。  
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる ・構造化の意味を説明できる ・機能的アセスメントが実施できる  
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる ・特性を活かした支援を提案できる 等  
※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- 困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。  
【求められるスキル】・地域の事業所を支え対応力を強化する ・地域の支援体制づくりを牽引する ・支援マネジメント、組織マネジメント 等  
※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- 地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

## 2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- 市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、(自立支援)協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に調整を行っていくことが重要。  
・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント  
・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)  
・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

## 3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- 通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。  
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- 強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。  
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい ・一人一人の特性に合わせやすい ・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等  
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい ・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等
- 障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上することが必要。  
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等  
【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等
- 本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。  
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- 障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

# 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

## 4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組を進めることが必要。  
※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要  
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
  - ①広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく方策  
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
  - ②グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策  
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。  
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

## 5. こども期からの予防的支援・教育との連携

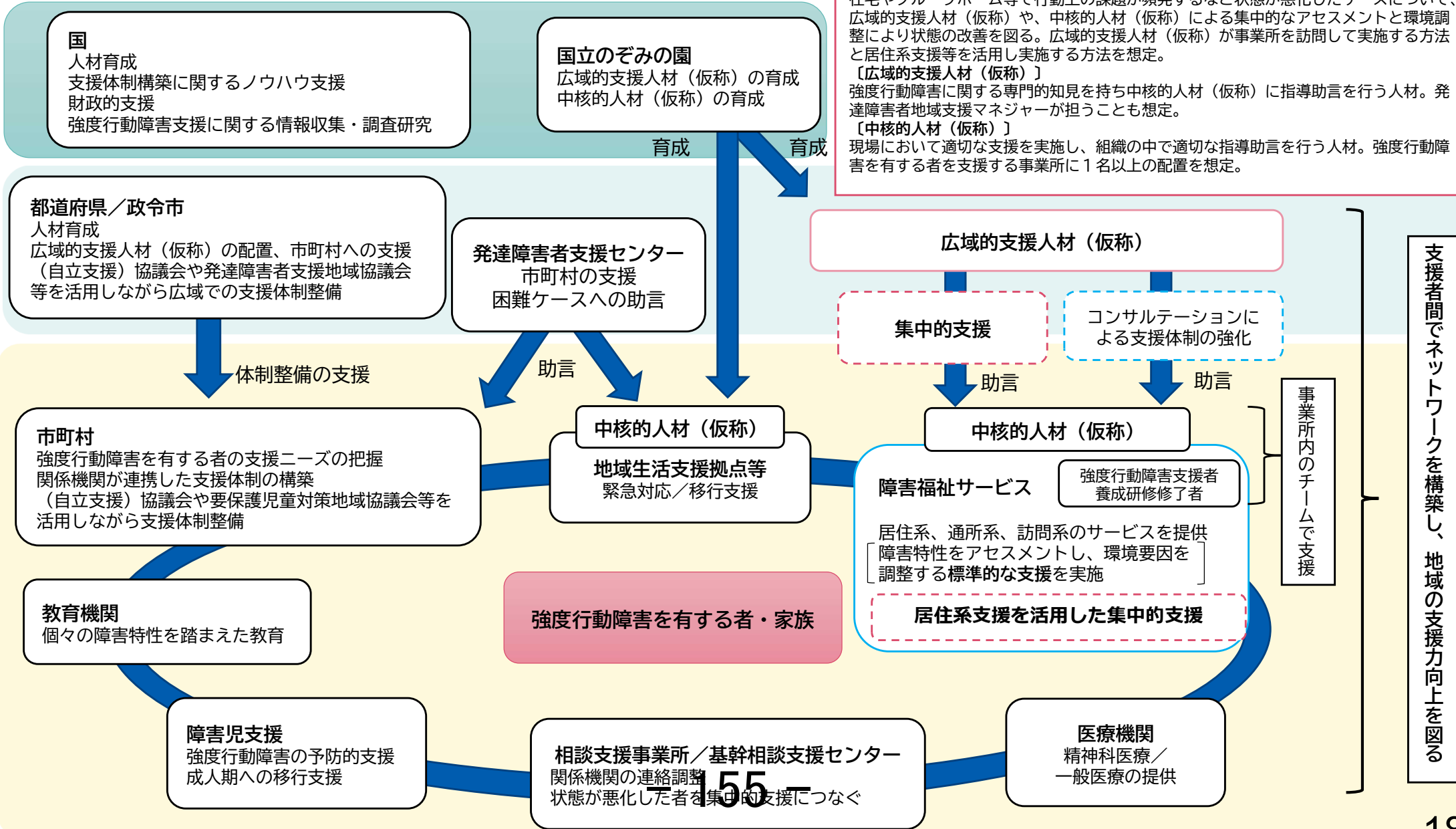
- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。
- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。

## 6. 医療との連携体制の構築

- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。
- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、入院中から福祉との連携を行うことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めると必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

# 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③～

## 強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）



**障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律等の一部を  
改正する法律に基づく検討状況について**

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

# 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

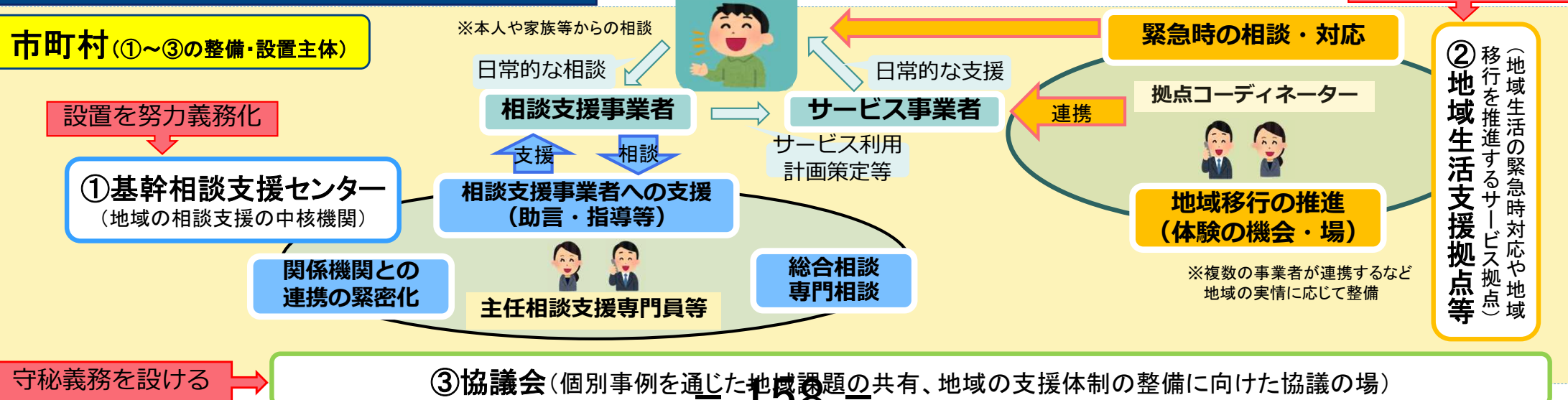
## 現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

## 見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- **市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。** ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

## 本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



# 地域生活支援拠点等において対処し、又は備える事態に関する省令事項

## 法律改正の概要

障害者の心身の状況やその環境等に起因して生じる緊急事態を未然に防止するために、又は緊急事態が生じた場合に適切に対処するために、関係機関と連携して受入体制を整備する地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。

## 改正後の障害者総合支援法の条文

### 第七十七条 (略)

※ 第77条第3項を新設

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の**主務省令で定める事態**に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

## 省令の具体的内容（案）

（地域生活支援拠点等において対処し、又は備える事態）

- ①障害の特性に起因して生じる緊急の事態（法定事項）
- ②地域生活障害者等の介護を行う者等が障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者等による支援が見込めなくなった緊急の事態その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

# 調査・研究の強化（障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実）

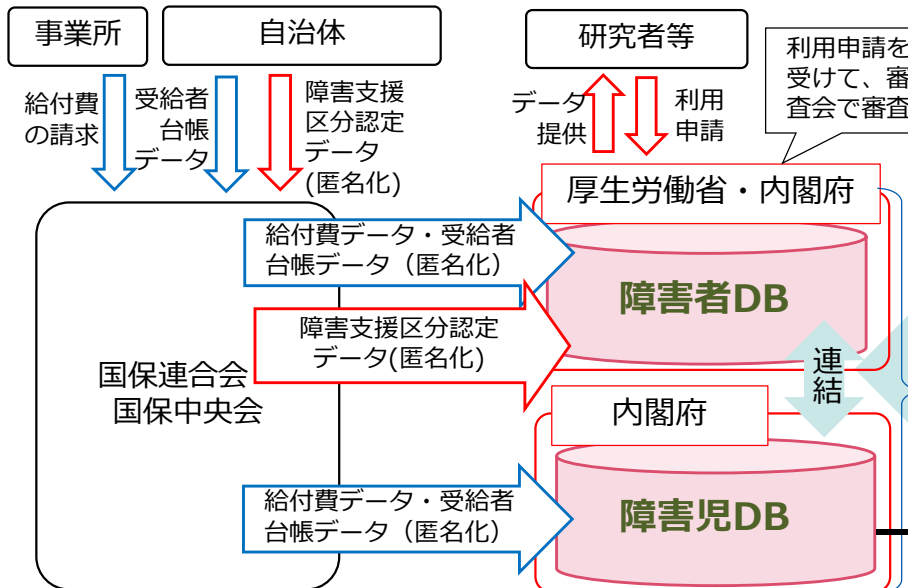
## 現状・課題

- 医療・介護分野においては、平成20年度にNDB、平成30年度に介護DBなど法的根拠の整備、施行が進んできており、障害福祉・難病対策の分野においても、DBの法的根拠の整備を進めていく必要がある。
- 他の公的DBとの連結解析を可能とするためのルール等が整備されていない。
- 難病DBについて、医療費助成の申請時に提出する指定医の診断書情報を登録しているため、医療費助成に至らない軽症者等のデータ収集が進んでいない。

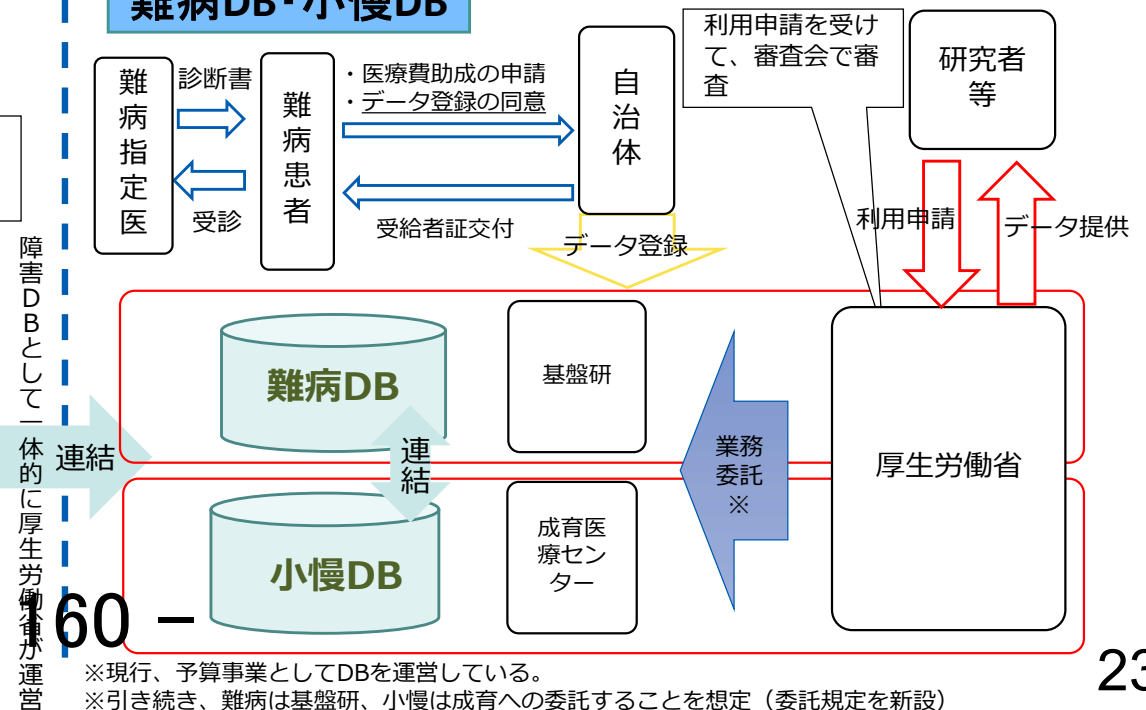
## 見直し内容

- **障害者・障害児・難病・小慢DBの法的根拠を新設。国による情報収集、都道府県等の国への情報提供義務を規定。**
- **安全管理措置、第三者提供ルール等の諸規定を新設。他の公的DBとの連結解析も可能とする。**
- 難病DBについて、登録対象者を拡大し、軽症の指定難病患者もデータ登録可能とする。

### 障害者DB・障害児DB



### 難病DB・小慢DB



※現行、予算事業としてDBを運営している。  
 ※引き続き、難病は基盤研、小慢は成育への委託することを想定（委託規定を新設）



# 障害福祉データベースの政令事項

## 法律改正の概要

障害福祉等関連情報等の提供には、個々の申出に対応する作業量に応じた費用が発生する。情報利用者に受益が発生することも考慮すれば、当該者がその費用を負担することが適当であるため、当該者が手数料を納めることを規定する。

## 改正後の障害者総合支援法の条文

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）  
（手数料）

第八十九条の二の十一 匿名障害福祉等関連情報利用者は、実費を勘案して①政令で定める額の手数料を国(前条の規定により主務大臣からの委託を受けて、連合会等が第八十九条の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、連合会等)に納めなければならない。

2 主務大臣は、前項の手数料を納めようとする者が②都道府県その他の障害者等の福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、③政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

## 政令の具体的内容（案）①

○ 手数料の額については、関係省庁と調整の上、施行に向けて検討。

## 政令の具体的内容（案）②・③

○ 手数料の減額又は免除の対象者、減額又は免除に係る手続についても、関係省庁と調整の上、施行に向けて検討。

※ 児童福祉法に基づく障害児福祉データベースについても、同様に政令改正を行う予定。

# 障害福祉データベースの省令事項①

## 法律改正の概要

今般、障害福祉DBに蓄積する障害福祉等関連情報について、幅広い主体による適切な利用を促進するため、利用及び提供に係る要件、手続き等に関する規定を整備する。

## 改正後の障害者総合支援法の条文

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供）

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①**障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者**(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために②**主務省令で定める基準**に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③**主務省令で定めるところ**により、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④**民間事業者その他の主務省令で定める者** ⑤**障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務**(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

## 省令の具体的内容（案）①

- 主務省令で定める者は、障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等とする。

## 省令の具体的内容（案）②

- 他の公的DBの規定を参考にしつつ、主務省令で定める基準は、次のとおり定める。  
(次に掲げる事項として規定する予定のもの)
  - ・ 障害福祉等関連情報に含まれる特定の障害者等を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること。
  - ・ 障害福祉等関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報保護に関する法律第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること。
  - ・ 障害福祉等関連情報と当該障害福祉等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に主務大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること。
  - ・ 特異な記述等を削除すること。

## 障害福祉データベースの省令事項②

### 改正後の障害者総合支援法の条文（再掲）

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供）

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために②主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④民間事業者その他の主務省令で定める者 ⑤障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

### 省令の具体的内容（案）③

○ 匿名障害福祉等関連情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類に、主務大臣が当該匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、主務大臣に提出することにより、当該匿名障害福祉等関連情報の提供の申出をしなければならない。

（次に掲げる事項として規定する予定のもの）

- ・ 提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省及びこども家庭庁を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該公的機関の名称
    - 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
  - ・ 提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該法人等の名称及び住所
    - 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
  - ・ 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
    - 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
  - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
  - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名障害福祉等関連情報を特定するために必要な事項
  - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
  - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の利用目的
  - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の情報量が、利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
  - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者が暴力団等に該当しない旨
- 上記に加え、他の公的DBの規定を参考にしつつ、匿名障害福祉等関連情報の提供に係る手続等を規定する予定。

## 障害福祉データベースの省令事項③

### 改正後の障害者総合支援法の条文（再掲）

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供）

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報（①障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために②主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は③主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④民間事業者その他の主務省令で定める者 ⑤障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

### 省令の具体的内容（案）④

- 他の公的DBの規定を参考にしつつ、主務省令で定める者は、民間事業者等であって、次のいずれの者にも該当しないものとする。（次に掲げる者として規定する予定のもの）
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、統計法、個人情報の保護に関する法律等又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - ・ 法人等であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者がある者
  - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
  - ・ 上記に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報や他の公的データベースの匿名情報を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名障害福祉等関連情報等を提供することが不適切であると主務大臣が認めた者

# 障害福祉データベースの省令事項④

## 改正後の障害者総合支援法の条文（第1項は再掲）

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供）

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①**障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者**(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために②**主務省令で定める基準**に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③**主務省令で定めるところ**により、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④**民間事業者その他の主務省令で定める者** ⑤**障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務**(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

2 主務大臣は、前項の規定による匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名障害福祉等関連情報を⑥**児童福祉法第三十三条の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報その他の主務省令で定めるもの**と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

## 省令の具体的内容（案）⑤

○ 他の公的DBの規定を参考にしつつ、厚生労働省令で定める業務は、次の業務とする。

(次に掲げる業務として規定する予定のもの)

・ 障害福祉分野の調査研究に関する分析であって、次のイ～ニの全てに該当すると認められる業務

イ 当該分析の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名障害福祉等関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ 安全管理措置が講じられていること。

・ 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する施策の企画及び立案に関する調査であって、上記イ～ニと同様の要件の全てに該当すると認められる業務

・ 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する研究であって、上記イ～ニと同様の要件の全てに該当すると認められる業務

・ 障害福祉の経済性及び効率性に関する研究であって、上記イ～ニと同様の要件の全てに該当すると認められる業務 等

## 省令の具体的内容（案）⑥

○ 主務省令で定める「匿名障害福祉等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報」については、施行に向けて、他の公的DBの所管部局や関係省庁と調整した上で規定。

165

※ これらの省令事項を規定するにあたり、個情委事務局など関係省庁と調整が必要（以下の障害福祉データベースに関する省令事項も同様）。  
※ 児童福祉法に基づく障害児福祉データベースについても、同様に改正を行う予定（以下の障害福祉データベースに関する省令事項も同様）。

# 障害福祉データベースの省令事項⑤

## 法律改正の概要

匿名障害福祉等関連情報の提供を受けた者（以下「情報利用者」という。）におけるセキュリティ対策が不十分であることにより情報漏洩が起きることを防止するため、情報利用者に対し、適切な管理等の必要な義務に関する規定を設ける。

## 改正後の障害者総合支援法の条文

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（安全管理措置）

第八十九条の二の六 匿名障害福祉等関連情報利用者は、匿名障害福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名障害福祉等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置を講じなければならない。

## 省令の具体的内容（案）

- 他の公的DBにおける規定を参考にしつつ、以下の4つの措置を省令上規定する。
  - ・ 組織的な安全管理に関する措置
  - ・ 人的な安全管理に関する措置
  - ・ 物理的な安全管理に関する措置
  - ・ 技術的な安全管理に関する措置

## 障害福祉データベースの省令事項⑥

### 法律改正の概要

障害福祉DBの運用が開始され、主務大臣に対し、障害者に関する匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供する事務ができることになるが、これに併せて、連合会等へ、当該事務を委託することができる規定を設ける。

### 改正後の障害者総合支援法の条文

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

(連合会等への委託)

第八十九条の二十 主務大臣は、第八十九条の二の二第一項に規定する調査及び分析並びに第八十九条の二の三第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を連合会**その他主務省令**で定める者(次条第一項及び第三項において「連合会等」という。)に委託することができる。

### 省令の具体的内容（案）

- 他の公的DBの規定を参考にしつつ、施行に向けて、障害者に関する匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供する事務の委託先を検討。

# 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

## 現状・課題

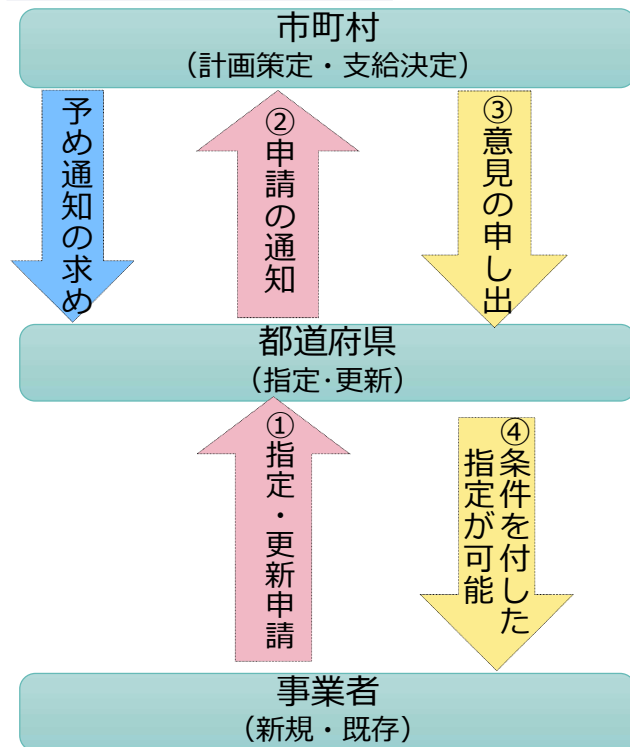
令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

## 見直し内容

- 都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定・更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとする。

## 見直しのイメージ



### 【想定される条件（例）】

- 1) 市町村の計画に記載された障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- 2) 計画に中重度者やある障害種別の方の受入れ体制が不足している旨の記載がある場合、事業者に対して研修参加等によりその受入れの準備を進めること
- 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- 4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること

\* 計画に記載されたニーズや目標等と関係のない市町村の意見の申し出や条件は適当ではない



# 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入についての省令事項

## 法律改正の概要

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

## 改正後の障害者総合支援法の条文

第三十六条（略）

※ 第6項から第8項までを新設

- 6 関係市町村長は、①主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

## 省令の具体的内容（案）①-1

(1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。

- ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※）
- ・ 通知の対象となる区域及び期間
- ・ その他当該通知を行うために必要な事項

※ 指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨

(2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知するものとする。

## 省令の具体的内容（案）①-2

都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。

- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- ・ 利用者の推定数（※）
- ・ 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間等）

※ 「利用者の推定数」が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。

# 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入についての省令事項

## 法律改正の概要

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

## 改正後の障害者総合支援法の条文

第三十六条（略）

※ 第6項から第8項までを新設

- 6 関係市町村長は、①主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②**主務省令で定めるところにより**、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

## 省令の具体的内容（案）②

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

- ・ 意見の対象となる障害福祉サービス事業者及び障害福祉サービスの種類又は一般相談支援事業者
- ・ 都道府県知事が指定を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
- ・ 条件の内容
- ・ その他必要な事項

※省令において上記の内容を定めるほか、地方自治体において、制度の趣旨が正しく理解され、適切に運用されるよう、市町村が申し出る意見や都道府県が付する条件について、具体例や留意事項等を地方自治体に対して示すことを予定している。

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様に改正を行う予定。